第四条の次に次の二条を加える。

（通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める内部組織）

第五条　研究所に係る通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた研究所の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として文部科学大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号に規定する主務省令で定める管理又は監督の地位）

第六条　研究所に係る通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（次条において「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務実績等報告書の作成に係る経過措置）

第二条　通則法改正法附則第八条第一項の規定により通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第一項の中期目標が通則法改正法による改正後の独立行政法人通則法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなされる場合におけるこの命令による改正後の国立研究開発法人放射線医学総合研究所の業務運営等に関する命令（平成二十四年文部科学省令第三十三号）第三条の二の規定の適用については、同項の表事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の項中「通則法第三十五条の四第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この表において「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から」とし、同項の表中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項及び中長期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項中「通則法第三十五条の四第二項第二号に」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から」とする。

○厚生労働省令第六十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項、第六十一条の四第一項、第六十一条の六第一項、第八十二条及び附則第十一条の二第一項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「未支給失業等給付請求書（様式第十号の四）に」を削り、「受給資格者等」という。）の下に「が死亡した日の翌日から起算して六箇月以内に、未支給失業等給付請求書（様式第十号の四）に当該受給資格者等」を加え、同条中第三項から第五項までを削り、第六項を第三項とし、同条第七項中「、第五項」を削り、同項を同条第四項とする。

第二十一条第七項及び第二十七条第二項中「第十七条の二第七項」を「第十七条の二第四項」に改める。

第三十一条第二項中「第六項」を「第八項」に改め、同条第六項中「第十七条の二第七項」を「第十七条の二第四項」に改め、「、第十七条の二第四項及び第五項の規定は第三項ただし書の場合における第一項の申出に」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　前項ただし書の場合における第一項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内にしなければならない。

5　第三項ただし書の場合における第一項の申出は、未支給失業等給付請求書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第三十一条の三第四項中「第十七条の二第七項」を「第十七条の二第四項」に、「第十七条の二第四項」を「第三十一条第四項」に改める。

第四十九条第三項中「第十七条の二第七項」を「第十七条の二第四項」に改める。

第六十三条第三項中「第十七条の二第四項」を「第三十一条第四項」に改める。

第七十三条第二項中「第七百九十二条」を「第七百九十三条」に改める。

第八十二条の五第四項ただし書を削り、同条第六項中「、第十七条の二第四項及び第五項の規定は第四項ただし書の場合に」を削る。

第八十二条の七第一項中「ときは」の下に「、同号ロの安定した職業に就いた日の翌日から起算して一箇月以内に」を加え、同条第二項中「第四項」を「次項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「は第一項」を「は、第一項」に改め、「、第十七条の二第四項及び第五項の規定は前項ただし書の場合に」を削り、同項を同条第三項とする。

第八十三条の四第一項中「ときは」の下に「、同日から起算して六箇月目に当たる日の翌日から起算して二箇月以内に」を加え、同条第二項中「第四項」を「次項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「は第一項」を「は、第一項」に改め、「、第十七条の二第四項及び第五項の規定は前項ただし書の場合における提出について」を削り、同項を同条第三項とする。

第八十四条第一項中「ときは」の下に「、同号の安定した職業に就いた日の翌日から起算して一箇月以内に」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「は第一項」を「は、第一項」に改め、「、第十七条の二第四項及び第五項の規定は前項ただし書の場合における提出について」を削り、同項を同条第二項とする。

第八十八条第六項中「第九十二条第三項第一号」を「第九十二条第二項第一号」に改める。

第九十二条第一項中「受けようとするときは」の下に「、移転の日の翌日から起算して一箇月以内に」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「は第一項」を「は、第一項」に改め、「、第十七条の二第四項及び第五項の規定は第二項ただし書の場合における提出について」を削り、同項を同条第三項とする。

第九十九条第一項中「ときは」の下に「、広域求職活動の指示を受けた日の翌日から起算して十日以内に」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「は第一項」を「は、第一項」に改め、「、第十七条の二第四項及び第五項の規定は第二項ただし書の場合における提出について」を削り、同項を同条第三項とする。

第百一条の二の四第二号中「第百一条の二の十二第五項」を「第百一条の二の十二第四項」に改める。